

様式第十八の四（第11条の3第3項関係）

認定事業適応計画の概要の公表

1. 認定の日付

令和4年11月18日

2. 認定事業適応事業者の名称

古河電池株式会社

3. 認定事業適応計画の内容

(1) 事業適応に係る事業の目標

近年、気候変動問題への対応を成長の機会ととらえる国際的な潮流が加速している。

2022年度からスタートした2025中期経営計画の中でも「脱炭素社会実現への貢献」について特に重要視している。目標として、CO₂排出量の削減率を2025年に25%減（2017年度比）を掲げており、実現のために燃料転換や太陽光発電の導入を計画している。

企業としての価値を高めて行くべく、製品工程や充電工程時に排出されるCO₂を減少させていくことで付加価値の創出と環境への負荷低減を両立させていく。

(2) その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標

2022年11月より事業適応を開始し、2024年3月末までに炭素生産性を20.2%向上することを目標とする。

(3) 財務内容の健全性の向上を示す目標

2023年度（計画終了年度）に経常利益を計上することを目標とする。

(4) 事業適応の類型

エネルギー利用環境負荷低減事業適応

(5) 計画の対象となる事業（日本標準産業分類における中分類名称及びその分類コード） 電気機械器具製造業（29）

（選定の理由）計画の対象となる事業は、主に蓄電池を製造するものであるため。

(6) 事業適応の具体的内容

計画初年度（2022年度）では、2022年11月にエフビー工場に太陽光発電設備を設置することにより、168tのCO₂排出量を減少させて、炭素生産性を向上させる。

目標年度（2023年度）では、2024年3月に今市事業所及び富山工場に太陽光発電設備を導入することにより、200t及び120tのCO2排出量を減少させて、炭素生産性を向上させる。これらの取組みにより会社全体の炭素生産性を20.2%向上させることを見込む。

（7） 事業適応の開始時期及び終了時期

開始時期：2022年11月

終了時期：2024年3月